

**平成 16 年度環境技術実証モデル事業
「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野」における
実証対象技術の募集について（ご案内）**

山口県は、環境省が平成 16 年度に実施する環境技術実証モデル事業「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野」の実証機関に選定されました。

つきましては、化学物質簡易モニタリングに利用できる技術の実証申請を次のとおり募集しています。

1 募集の内容

(1) 対象技術

本事業の対象となる化学物質に関する簡易モニタリング技術は、以下の条件に該当する抗原抗体反応を応用した酵素標識免疫測定法（ELISA法）による簡易分析技術です。（環境省で別途検討が進められているダイオキシン類は除きます。）

P R T R 法[※]対象物質及び内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等の測定を対象にしたものであること。

（注） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律一般環境モニタリング（環境媒体は水質等、発生源は除く）に利用できること。一般環境中における社会的な重要性・緊急性などのニーズが高い微量化学物質の測定を対象とした技術であること。

機器分析に比べて、操作・管理等が簡便で、分析時間が短く、経費がかからないこと。

製品化されていること。

ppb（ $\mu\text{g/L}$ ）オーダー程度までの測定性能があること。

(2) 実証試験の内容および方法

次の要領を参照してください。

ア「化学物質に関する簡易モニタリング技術実証試験要領」

（環境省ホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/>)

イ「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」

（山口県ホームページ:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

[html](#)、[PDFファイル](#)

(3) 実証試験場所

山口県環境保健研究センター薬庁舎：山口市葵 2 丁目 5 - 6 7

〃

大歳庁舎：山口市朝田 5 3 5

(4) 申請者の要件

- ・対象となる技術を有する民間企業
- ・環境省の実証試験要領（1の(2)項ア）及び山口県の申請及び実施に関する要領（1の(2)項イ）で決められた事項を遵守できること。

(5) 申請方法

本事業に参加希望の方は、実証対象製品（物質）ごとに申請書及び添付資料を各 2 部（正本 1 部、写し 1 部）を申請先に提出願います。（郵送可）

なお、添付資料については、後日 15 部程度提出していただくことがあります。

ア 申請書類

PDFファイル (13 K B) Wordファイル (55 K B)

イ 申請先

〒753-0871 山口県山口市朝田535
山口県環境保健研究センター 企画情報室

ウ 申請締め切り 平成16年11月8日(月)必着

2 スケジュール(予定)

時 期	内 容
11月上旬～ 11月中旬	実証対象技術を選定し、環境省の承認を得る
12月中旬	実証試験計画の策定
12月～2月	実証試験計画に基づき、実証試験を実施
2月～3月	実証試験結果報告書を作成
3月	環境省に報告

3 その他

- (1) 本実証試験は、山口県、愛知県及び兵庫県が連携・協力して実施します。
- (2) 対象技術は、機器分析の可否、応募数等を勘案し、技術実証委員会の意見を踏まえ総合的に判断した上で選定しますので、応募された場合でも実証試験を行えない場合があります。
また、本県に応募されたものでも、他県で実証試験を行うことがあります。
- (3) 実証試験の結果は全て、実証試験結果報告書として公表されます。
- (4) 特許等の関係で公開を希望されない情報等につきましては別途協議いたします。

参 考

環境技術実証モデル事業について

事業の概要

既に適用可能な段階にある先進的な環境保全技術でも、客観的な評価がないことにより普及の進んでいない状況がみられます。このため、環境省では、このような環境保全技術について、環境保全効果等を客観的に評価することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としたモデル事業を実施しています。

環境技術実証モデル事業の詳細は、次の環境省ホームページをご覧ください。

環境省 環境技術実証モデル事業ホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/>)

【 問い合わせ先及び申請書類提出先 】

山口県環境保健研究センター 大歳庁舎

企画情報室 古谷(ふるたに) 水質部 手島(てしま)

TEL 083-924-3670 FAX 083-924-3673